

「知的財産活用研究所」

1990年「知的財産活用研究所」を社内に設立しました。当研究所のメンバーはボランティアで、自分の時間を使っての活動です。

下記はその時の設立憲章です。

特許は会社の利益を生み出す財産である。国際社会では特許が極めて重要な役割を果たすことは間違いない。また常に特許訴訟の可能性を念頭においた、特許係争で会社を潰さないための(特に欧・米国、中国)知財戦略が要求される。

これまでは、権利を取る、権利を守ることに重点が置かれ、そのための「知財人材」を育成してきたと思う。これからは創造力豊かな人材育成が必要である。さらに物事を論理的に考え、世界へ伝わる文書を作り上げることができる人材の育成も重要となる。

当勉強会は、このような課題を研究テーマに選び、研究成果のレポート発行、セミナーの開催をもって、お客様との情報交換を目的に発足させた。我々の研究に対する評価は恐らく5年、10年の歳月が必要でとなろう。(1990年10月)

◆ 当研究所の「研究コンセプト」は大きく5つあります。

- 1.「グローバル特許明細書」作りに繋がる発明提案書作成
- 2.世界へ「物、事、考え」を伝える「文明日本語」の啓蒙
- 3.筋の良い研究テーマを生み出す「知的基盤」の構築
- 4.グローバル知財で活躍できる「知財人材」の育成
- 5.中国の知的財産に関する研究活動